

（経済産業省）

項 目 名	沖縄の産業イノベーション促進地域における課税の特例措置の延長		
税 目	所得税、法人税		
要 望 の 内 容	沖縄振興特別措置法（平成 14 年法律第 14 号）の規定に基づく産業イノベーション促進地域における課税の特例について、適用期限（令和 9 年 3 月 31 日）を 3 年間延長し、令和 12 年 3 月 31 日までとする。 【延長する課税の特例】 (1)～(2)は選択制（県知事認定及び主務大臣の確認を受けた者のみ） (1) 投資税額控除（法人税） - 産業イノベーション促進地域の区域内において産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新・増設した青色申告法人は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を法人税額から控除できる。 ア. 機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が 100 万円を超えるもの：15% イ. 建物及びその附属設備の取得価額合計額が 1,000 万円を超えるもの：8% - 控除額限度は法人税額の 20%、繰越税額控除 4 年、取得価額上限は 20 億円 (2) 特別償却（法人税、所得税） - 産業イノベーション促進地域の区域内において産業高度化・事業革新促進事業の用に供する設備を新・増設した青色申告者は、新・増設に係る取得価額に次の割合を乗じた額を、普通償却限度額（または所得税法の規定による償却費）に加え、特別償却できる。 ア. 機械及び装置、器具及び備品の取得価額合計額が 100 万円を超えるもの：34% イ. 建物及びその附属設備の取得価額合計額が 1,000 万円を超えるもの：20% - 取得価額上限は各事業年度当たり合計 20 億円 【関係条文】 ・ 沖縄振興特別措置法 第 36 条 ・ 租税特別措置法 第 12 条、第 42 条の 9、第 45 条 ・ 租税特別措置法施行令 第 6 条の 3、第 27 条の 9、第 28 条の 9 ・ 租税特別措置法施行規則 第 5 条の 13、第 20 条の 4、第 20 条の 16 〈内閣府と共同要望〉		
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)		— 百万円 (▲300 百万円) (— 百万円)

新設・拡充又は延長を必	(1) 政策目的 設備投資を通じて、製品開発力、生産技術の向上やD Xへの取組等を進め、産業イノベーション関連産業の高度化を通じた売上向上を図り、最終的に一人当たり県民所得の向上を目指す。 (2) 施策の必要性 沖縄は地理的、歴史的、社会的な特殊事情に起因した不利性を抱え、一人当たり県民所得は全国最下位である。こうした沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み沖縄振興策が講じられているところ、沖縄県の産業構造に占める製造業の構成比は 4.0%（令和 4 年度）で、全国平均 19.8%と比較して大きく下回っている。また、製造業の高度化が進んでいないことが、市場競争力や域内自給率の低さの一因となっている。こうした状況を踏まえ、沖縄県の持続的な経済成長と所得向上を実現するため、産業高度化等を進め、産業間の連携による生産性向上や域内経済循環、域内自給を促進する必要がある。				
今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="336 808 552 1010"> 政策体系における政策目的の位置付け </td><td data-bbox="552 808 1505 1010"> 【政策（施策）】 1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展 </td></tr> <tr> <td data-bbox="336 1010 552 2134"> 合理性 政策の達成目標 </td><td data-bbox="552 1010 1505 2134"> 租税特別措置等により達成しようとする目標 本特例措置の活用により、設備投資を促し、産業イノベーション関連産業の高度化が図られることにより、売上向上を図る。 ○達成目標 - 産業イノベーション関連産業の売上高 令和 11 年度：5 兆 2,441 億円 - 本特例措置活用事業者の設備投資額 令和 11 年度：117 億円 （算出方法） 令和 5 年度の一人当たり県民所得（231 万 5 千円）（実績）と令和 13 年度に 291 万円という値を基に必要な年平均増加額（7.4 万円）から、令和 11 年度の一人当たり県民所得 276 万 1 千円を推計。 令和 11 年度の一人当たり県民所得を達成するために必要な令和 11 年度の産業イノベーション関連産業の売上高の目標を 5 兆 2,441 億円と設定。 令和 11 年度の産業イノベーション関連産業の売上高を達成するために必要な目標投資額を 117 億円と設定。 ○測定指標 - 産業イノベーション関連産業の売上高 - 本特例措置活用事業者の設備投資額 ○達成目標の変更理由 従前の達成目標は、本特例措置を活用した事業者の粗付加価値の増加のみを設定していた。 今回要望では、令和 4 年度から新たに導入した県知事認定及び主務大臣確認制度並びに租税特別措置の自己点検を踏まえて更に具体的に本特例措置の効果検証をするため、政策目的として、一人当たり県民所得を設定したうえで、政策目的に対して本特例措置がどれだけ寄与しているのかを定量的に分析できるよう、達成目的を変更した。 </td></tr> </table>	政策体系における政策目的の位置付け	【政策（施策）】 1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展	合理性 政策の達成目標	租税特別措置等により達成しようとする目標 本特例措置の活用により、設備投資を促し、産業イノベーション関連産業の高度化が図られることにより、売上向上を図る。 ○達成目標 - 産業イノベーション関連産業の売上高 令和 11 年度：5 兆 2,441 億円 - 本特例措置活用事業者の設備投資額 令和 11 年度：117 億円 （算出方法） 令和 5 年度の一人当たり県民所得（231 万 5 千円）（実績）と令和 13 年度に 291 万円という値を基に必要な年平均増加額（7.4 万円）から、令和 11 年度の一人当たり県民所得 276 万 1 千円を推計。 令和 11 年度の一人当たり県民所得を達成するために必要な令和 11 年度の産業イノベーション関連産業の売上高の目標を 5 兆 2,441 億円と設定。 令和 11 年度の産業イノベーション関連産業の売上高を達成するために必要な目標投資額を 117 億円と設定。 ○測定指標 - 産業イノベーション関連産業の売上高 - 本特例措置活用事業者の設備投資額 ○達成目標の変更理由 従前の達成目標は、本特例措置を活用した事業者の粗付加価値の増加のみを設定していた。 今回要望では、令和 4 年度から新たに導入した県知事認定及び主務大臣確認制度並びに租税特別措置の自己点検を踏まえて更に具体的に本特例措置の効果検証をするため、政策目的として、一人当たり県民所得を設定したうえで、政策目的に対して本特例措置がどれだけ寄与しているのかを定量的に分析できるよう、達成目的を変更した。
政策体系における政策目的の位置付け	【政策（施策）】 1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展				
合理性 政策の達成目標	租税特別措置等により達成しようとする目標 本特例措置の活用により、設備投資を促し、産業イノベーション関連産業の高度化が図られることにより、売上向上を図る。 ○達成目標 - 産業イノベーション関連産業の売上高 令和 11 年度：5 兆 2,441 億円 - 本特例措置活用事業者の設備投資額 令和 11 年度：117 億円 （算出方法） 令和 5 年度の一人当たり県民所得（231 万 5 千円）（実績）と令和 13 年度に 291 万円という値を基に必要な年平均増加額（7.4 万円）から、令和 11 年度の一人当たり県民所得 276 万 1 千円を推計。 令和 11 年度の一人当たり県民所得を達成するために必要な令和 11 年度の産業イノベーション関連産業の売上高の目標を 5 兆 2,441 億円と設定。 令和 11 年度の産業イノベーション関連産業の売上高を達成するために必要な目標投資額を 117 億円と設定。 ○測定指標 - 産業イノベーション関連産業の売上高 - 本特例措置活用事業者の設備投資額 ○達成目標の変更理由 従前の達成目標は、本特例措置を活用した事業者の粗付加価値の増加のみを設定していた。 今回要望では、令和 4 年度から新たに導入した県知事認定及び主務大臣確認制度並びに租税特別措置の自己点検を踏まえて更に具体的に本特例措置の効果検証をするため、政策目的として、一人当たり県民所得を設定したうえで、政策目的に対して本特例措置がどれだけ寄与しているのかを定量的に分析できるよう、達成目的を変更した。				

		租税特別措置の適用又は延長期間	令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間		
		同上の期間中の達成目標	○産業イノベーション関連産業の売上高		
			令和9年度	令和10年度	令和11年度
			4兆9,616億円	5兆1,028億円	5兆2,441億円
			○本特例措置活用事業者の設備投資額		
			令和9年度	令和10年度	令和11年度
			117億円	117億円	117億円
		政策目標の達成状況	○過去の達成状況		
			・産業イノベーション関連産業の売上高		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度
			4兆907億円	4兆3,751億円	4兆6,458億円
			・本特例措置活用事業者の設備投資額		
			令和4年度	令和5年度	令和6年度
			30億円	22億円	57億円
	有効性	要望の措置の適用見込み	今後、平年度で投資税額控除18件（258百万円）、特別償却3件（90百万円）の適用を見込む。		
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本特例措置を通じて、新たな設備投資により産業イノベーション関連企業の高度化が進み、製造業等の生産性・生産額が拡大することにより、産業イノベーション関連産業の売上高を増加させる効果がある。 なお、産業イノベーション関連産業の売上高は令和4年度から令和6年度において5,551億円増加した。		
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	○事業所税の資産割の課税標準の特例 ○事業税、不動産取得税及び固定資産税の課税免除又は不均一課税に対する地方交付税による減収補填措置		
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—		

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																							
		要望の措置の妥当性	事業者の投資判断は事業者ごとにそのタイミングが異なるところ、単年度ごとの申請時期が定まっている補助金では不十分であり、事業者へ効果的にインセンティブを与え、当該地域への立地や設備投資を促す手段としては、各事業者が一定の裁量の元で施設や設備の投資等に関する経営判断を行うことができる当該措置が的確な手段である。 また、当該措置は、主務大臣による確認制度を導入し、付加価値等の所定の要件を充足する事業者に関し本特例措置の適用を認めている。あわせて、措置実施期間中は毎事業年度に実施状況報告書の提出を義務付けており、事業者が策定した措置実施計画の進捗及び達成状況の把握が可能である。これにより、当該措置には一定の規律が担保され、設備投資の効果が見込まれる事業者に対象が限定されている。したがって、当該措置は、適用対象及び内容のいずれの観点からも必要最小限のものと考えられる。 特別償却の適用件数は僅少であるが、これは投資税額控、特別償却のいずれかを選択適用する制度となるため、本特例措置のうち、特別償却の適用を選択した企業が少ないことが要因である。 この理由としては、直接的な税負担軽減効果のある投資税額控除を選択する企業が特別償却を選択する企業よりも多いからである。他方、特別償却も事業への先行投資等を行った結果、赤字決算となった企業も税制上の欠損金の繰越しという制度との併用により先行投資等により発生した赤字を翌年度以降長期間にわたり繰越すことが可能である。 よって、企業の業績状況形態や経営戦略により選択可能な複数の特例措置を設けることにより、多様な企業に積極的な設備投資を促進させ、当該地域への集積を図るインセンティブ効果が期待できることから本特例措置の継続は必要である。																							
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	(過去3年間の適用実績) (単位：件、百万円) <table><tr><th colspan="2">項目</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th><th>令和7年度</th></tr><tr><td rowspan="2">投資税額控除</td><td>適用件数</td><td>15</td><td>20</td><td>19</td></tr><tr><td>減収額</td><td>94</td><td>303</td><td>752</td></tr><tr><td rowspan="2">特別償却</td><td>適用件数</td><td>3</td><td>1</td><td>2</td></tr><tr><td>減収額</td><td>23</td><td>1</td><td>17</td></tr></table> (令和5年度～令和6年度は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(財務省)、令和7年度は沖縄県調査による件数及び金額)		項目		令和5年度	令和6年度	令和7年度	投資税額控除	適用件数	15	20	19	減収額	94	303	752	特別償却	適用件数	3	1	2	減収額	23	1	17
	項目		令和5年度	令和6年度	令和7年度																					
投資税額控除	適用件数	15	20	19																						
	減収額	94	303	752																						
特別償却	適用件数	3	1	2																						
	減収額	23	1	17																						
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	(過去3年間の適用実績) (単位：件、百万円) <table><tr><th colspan="2">項目</th><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td rowspan="2">投資税額控除</td><td>適用件数</td><td>16</td><td>15</td><td>20</td></tr><tr><td>適用額</td><td>84</td><td>94</td><td>303</td></tr><tr><td rowspan="2">特別償却</td><td>適用件数</td><td>0</td><td>3</td><td>1</td></tr><tr><td>適用額</td><td>0</td><td>101</td><td>5</td></tr></table> 根拠条文：12、42の9、45		項目		令和4年度	令和5年度	令和6年度	投資税額控除	適用件数	16	15	20	適用額	84	94	303	特別償却	適用件数	0	3	1	適用額	0	101	5
項目		令和4年度	令和5年度	令和6年度																						
投資税額控除	適用件数	16	15	20																						
	適用額	84	94	303																						
特別償却	適用件数	0	3	1																						
	適用額	0	101	5																						

	租税特別措置の適用による効果 (手段としての有効性)	本特例措置を通じて、新たな設備投資により産業イノベーション関連企業の高度化が進み、製造業等の生産性・生産額が拡大することにより、産業イノベーション関連産業の売上高を増加させる効果がある。 令和6年度の一人当たり県民所得は未確定であるものの、本特例措置活用事業者の設備投資額は、令和4年度から令和6年度までの合計109億円であり、その投資による効果として令和4年度以降の当該措置活用事業者の令和6年度の付加価値増加分は262億円であることから、令和6年度の一人当たり県民所得の向上に一定程度寄与していると考えられる。
	前回要望時の達成目標	従前の達成目標は、本特例措置活用事業者の付加価値額を年平均で10.34億円増加させ、令和8年度までに20.68億円増加させることとしていた。 現時点において確認できる本特例措置活用事業者の付加価値額は、令和4年度から令和5年度にかけて78億円増加、令和5年度から令和6年度にかけて262億円増加となっており目標は達成している。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	○従前の達成目標の実現状況 設定した目標については、現時点においては上記のとおり達成している。
これまでの要望経緯	○平成14年度 ・産業高度化地域の創設 ○平成19年度 ・5年間延長 ○平成24年度 ・産業高度化地域を廃止し、産業高度化・事業革新促進地域を創設 ・対象地域を13市町村から全市町村に拡大 ・投資税額控除の適用対象の機械等の下限取得価格の引下げ(1,000万円超→500万円超) ○平成26年度 ・機械等下限取得価格の引下げ(500万円超→100万円超) ○平成29年度 ・2年間延長 ○令和元年度 ・2年間延長 ○令和3年度 ・1年間延長 ○令和4年度 ・産業高度化・事業革新促進地域から、産業イノベーション促進地域に改称 ・3年間延長 ・課税の特例に係る県知事認定及び主務大臣の確認を導入 ○令和7年度 ・2年間延長 ・対象業種の一部縮減	

要望内容と自己点検の関係

措置名：沖縄の産業イノベーション促進地域における課税の特例措置

○自己点検におけるアウトカム設定について

短期アウトカムに本特例措置活用事業者の設備投資額、中期アウトカムに産業イノベーション関連産業売上高、長期アウトカムに一人当たり県民所得を指標として設定した。

○短期・中期・長期アウトカムの達成状況

- 短期【令和4年度（1年間）】：未達成
- 中期【令和4～5年度（2年間）】：達成
- 長期【令和4～6年度（3年間）】：実績不明

○短期アウトカムを達成できなかった理由とこれを踏まえた対応

コロナの拡大によって県の経済全体が落ち込み、事業者が設備投資に踏み切るまでに一定のタイムラグが生じており、また、令和4年度から主務大臣確認制度が開始されたところ、事業者の制度変化への対応が追いついていないことや制度の周知広報の不足から、十分な設備投資が行われなかったものと考えられる。

そこで、今後は、制度の更なる周知広報を行った上で、主務大臣制度により取得できるデータも活用し、引き続き効果検証に努めることとする。

○中期アウトカムを達成した上で、措置を更に延長すべき理由

令和5年度時点の中期アウトカムの目標は達成したものの、令和13年度時点の一人当たり県民所得の目標（※）を達成するためには、引き続き、産業イノベーション関連産業の高度化を通じて売上向上を図る必要があることから、本特例措置を引き続き継続する必要がある。

※291万円：新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（令和4年5月。沖縄県作成）における令和13年度の一人当たり県民所得の展望値。